

平成 25 年 2 月 20 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(J A S D A Q : 3 0 4 3)

代 表 者 代 表 取 締 役 木 原 礼 子

問 合 せ 先 取 締 役 管 理 担 当 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー

藤 井 隆 徳

(T E L : 0 3 - 3 4 5 4 - 2 0 6 1)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 3 月 31 日（日）最終の発行済株式の総数に 99 を乗じた株式数とします。

（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金）となります。）

分割前の発行済株式総数	13,700 株
分割により増加する株式数	1,356,300 株
分割後の発行済株式総数	1,370,000 株
分割後の発行可能株式総数	2,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 3 月 15 日（金）
基準日	平成 25 年 3 月 31 日（日） ※実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金）
効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

本株式分割の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日（月）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日(月)

(ご参考) 平成 25 年 3 月 27 日(水)をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

本株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日(月)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000 株</u> とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000,000 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 7 条～第 35 条 (条文省略)	第 8 条～第 36 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 4 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日後これを削除する。</u>

5. その他

(1)資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2)配当について

今回の株式の分割は平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 25 年 3 月 31 日とする平成 25 年 3 月期の期末配当につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。